

第 3 3 号議案

東京都台東区中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 9 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例（平成7年9月台東区条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表第2（ち）項第2号及び第3号」を「別表第2（り）項第2号及び第3号」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。